図柄入りナンバープレート制度検討会 設置要領(案)

1. 趣 旨

平成27年6月、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の成立により、国土交通省においては、ナンバープレートの多角的な活用の取組みをさらに進化させるため、図柄入りナンバープレートを導入することとしている。

具体的には、第1弾として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のエンブレムを施した東京五輪特別仕様ナンバープレートを実施し、これに続く施策として、地方版図柄入りナンバープレートを実施することとしている。

今般、これらの図柄入りナンバープレートの実施に向けて、有識者を構成員とする「図 柄入りナンバープレート制度検討会」を設置し、図柄の実施単位、図柄の提案主体、図 柄を選定する基準、寄付金を募集する場合における支援事業の範囲等について検討を行 う。

2. 検討会の名称

「図柄入りナンバープレート制度検討会」とする。

3. 検討会の運営

- (1) 本検討会には、座長を1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会の議事は、報道関係者に対して公開とする。
- (4) 本検討会の資料及び議事概要は、検討会終了後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。
- (5) この設置要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

4. その他

本検討会の事務局を国土交通省自動車局自動車情報課に置く。

附則

この要領は、平成28年2月19日から施行する。